

六月二十五日（木曜日）

出席議員

一	のぐち	けんたろう	十八番	たかはま	なおき
二	松平	雄一郎	十九番	金子	てるよし
三	宮野	ゆみこ	二十番	市村	やすとし
四	ほかり	吉紀	二十一番	田中	としかね
五	依田	かずひろ	二十二番	白石	英行
六	高山	のりゆき	二十三番	松丸	昌史
七	石沢	恵美子	二十四番	岡崎	義顕
八	千田	のぼる	二十五番	上田	ゆきこ
九	豪一	ひろこ	二十六番	品田	ひでこ
十	浅川	伸一	二十七番	浅田	保雄
十一	山田	香澄	二十八番	海津	敦子
十二	宮本	けいじ	二十九番	高山	泰三
十三	田中	れい子	三十番	山本	一仁
十四	沢田	こうき	三十一番	板倉	美千代
十五	小林	美紀	三十二番	関川	けさ子
十六	宮崎		三十三番		
十七	吉村				
十八					
十九					
二十					
二十一					
二十二					
二十三					
二十四					
二十五					
二十六					
二十七					
二十八					
二十九					
三十					
三十一					
三十二					
三十三					
三十四					

[illegible]

日程第六	議案第十二号	建物の処分について
日程第七	議案第十三号	建物の処分について
日程第八	議案第十四号	建物の処分について
日程第九	議案第十五号	建物の処分について
日程第十	議案第十六号	建物の処分について
日程第十一	議案第十七号	文京シビックセンター避難階段手すりその他改修工事請負契約
日程第十二	議案第一号	令和八年度文京区一般会計補正予算
日程第十三	議案第三号	文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例
日程第十四	議案第四号	文京区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
日程第十五	議案第十八号	バリアフリー整備工事（区道第八八九号）請負契約
日程第十六	議案第二十四号	文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約の一部変更について
日程第十七	議案第五号	文京区立一時保育所条例の一部を改正する条例
日程第十八	議案第六号	文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例の一部を改正する条例
日程第十九	議案第七号	児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に関する協議について
日程第二十	議案第十九号	文京区立第一中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約
日程第二十一	議案第二十号	文京区立第三中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約
日程第二十二	議案第二十一号	文京区立第九中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約
日程第二十三	議案第二十二号	文京区立第八中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約
日程第二十四	議案第二十三号	文京区立第十中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
追加日程第二十五	議案第二十五号	文京区印鑑条例の一部を改正する条例
追加日程第二十六	議案第二十六号	文京区岩井文化財收藏庫外壁及び屋上防水その他改修工事請負契約
追加日程第二十七	議案第二十七号	文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他電気設備工事請負契約の一部変更について
追加日程第二十八	請願受理第一号	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
追加日程第二十九	請願受理第二号	公正な再審法改正実現について、国に意見書の提出を求める請願
追加日程第三十	請願受理第三号	文京区のペットの「同行避難」「同伴避難」を巡り、避難所のケージの備蓄において犬と猫を差別せ

ず、猫用も備蓄するとともに全体の数も現在の百六十五個から増やすことを求める請願

追加日程第三十一 請願受理第四号

追加日程第三十二 請願受理第五号

追加日程第三十三 請願受理第六号

追加日程第三十四 請願受理第七号

追加日程第三十五 請願受理第八号

追加日程第三十六 請願受理第九号

追加日程第三十七 請願受理第十一号

追加日程第三十八 請願受理第十二号

追加日程第三十九

追加日程第四十

追加日程第四十一

追加日程第四十二

追加日程第四十三

午後一時五十九分開議

○議長（市村やすとし）
ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（市村やすとし）　まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

す。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

〔議事調査主査朗読〕

二〇二六文監第六三号

令和八年六月十七日

文京区監査委員

渡部 敏明

同

松本 理恵子

同

岡崎 義顯

文京区議会議長 市村 やすとし 様

住民監査請求要旨について（通知）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第三項の規定により請求の要旨を別紙のとおり通知します。

住民監査請求要旨

一 請求者

（住所）・・・・・・・・・・

（氏名）・・・・・・・・・・ 外二人

※ 請求者住所及び氏名については非公開とする。

二 請求の要旨

文京区が土地所有権を持ち学校法人順天堂に賃貸している元町ウエルネスパーク西館の敷地（地番…文京区本郷一丁目三十九番一）について、本来は全体を貸し出すべきところ、一部を貸し付け対象から外すことで実質的に賃料を減額している。これは不動産関係の法令や慣行に照らして考え難い施策であり、区の財務会計上の適正性に疑義があるため、監査委員に対し監査を求める。以下省略。

○議長（市村やすとし）

次に、日程の追加について申し上げます。

資料、議事日程・追加議事日程のとおり、十九件を本日の日程に追加いたします。

○議長（市村やすとし）

これより、日程に入ります。

日程第一から第十二までの十二件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第一 議案 第二号 文京区特別区税条例の一部を改正する条例

日程第二 議案 第八号 窓口カウンター外九点の買入れについて

日程第三 議案 第九号 建物の処分について

日程第四 議案 第十号 建物の処分について

日程第五 議案 第十一号 建物の処分について

日程第六 議案 第十二号 建物の処分について

日程第七 議案 第十三号 建物の処分について

日程第八 議案 第十四号 建物の処分について

日程第九 議案 第十五号 建物の処分について

日程第十 議案 第十六号 建物の処分について

日程第十一 議案 第十七号 文京シビックセンター避難階段手すり

日程第十二 議案 第一号 令和八年度文京区一般会計補正予算

その他改修工事請負契約

○議長（市村やすとし）

本案に関し、総務区民委員会委員長の報告を求めます。

〔総務区民委員会委員長「議長、二十三番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）

総務区民委員会委員長白石英行議員。

〔総務区民委員会委員長白石英行議員登壇〕

○総務区民委員会委員長（白石英行） ただいま議題となりました議

案第二号及び第八号から第十七号まで並びに第一号の十二議案につきまして、総務区民委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、六月二十三日に開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第二号は、文京区特別区税条例の一部を改正する条例です。

本案は、地方税法等の一部改正等に伴い、規定を整備するものです。次に、議案第八号は、事件案で、窓口カウンター外九点の買入れについてです。

本案は、戸籍住民課来庁者スペースの利便性及び快適性の向上のため、窓口カウンターほか九点を買入れるものです。

契約の方法は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第二号の規定による随意契約で、契約金額は、金三千四百三十二万円、契約の相手方は、東京都江東区東陽二丁目三番二十五号、株式会社内田洋行営業支援統括グループ、取締役常務執行役員、営業支援統括グループ統括小柳諭司です。

次に、議案第九号から第十六号までは、事件案で、建物の処分についてです。

議案第九号は、コーポ根津清水の四〇一を処分するものです。

処分価格は、金八千二百六十三万円、相手方は、実用根津ホーム株式会社です。

議案第十号は、コーポ根津清水の七〇一を処分するものです。

処分価格は、金九千八万九千円、相手方は、個人です。

議案第十一号は、コーポ根津清水の七〇三を処分するものです。

処分価格は、金九千二百三十三万三十円、相手方は、個人です。

議案第十二号は、コーポ根津清水の八〇一を処分するものです。

処分価格は、金一億一千万円、相手方は、個人です。

議案第十三号は、コーポ根津清水の九〇三を処分するものです。

処分価格は、金九千三百八十八万円、相手方は、株式会社青山メイランドです。

議案第十四号は、コーポ根津清水の一〇一を処分するものです。

処分価格は、金九千五百万円、相手方は、実用根津ホーム株式会社です。

議案第十五号は、コーポ根津清水の一〇二を処分するものです。

処分価格は、金八千五百六十五万七千円、相手方は、株式会社MYアセットです。

議案第十六号は、コーポ根津清水の一〇三を処分するものです。

処分価格は、金八千四百七十八万七千円、相手方は、株式会社MYアセットです。

議案第十七号は、事件案で、文京シビックセンター避難階段手すりその他改修工事請負契約です。

本案は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金一億八千五百二十四万円、契約の相手方は、東京都文京区千石三丁目二十九番二十六・一〇一号、山口建設株式会社、代表取締役山口巖です。

最後に、議案第一号は、令和八年度文京区一般会計補正予算で、総額三億九千六百八十三万二千円を追加する、本年度第一回の補正予算です。

それでは、予算総則第一条歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

一般財源として、財政調整基金からの繰入金三億三千八百三十二万三千元を計上いたしました。

特定財源として、都支出金五千八百五十万九千円を計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

民生委員・児童委員活動費の引上げ及び民生委員・児童委員の空調服購入に要する経費として、三千九十七万六千円を計上いたしました。このほか、低所得世帯及び生活保護世帯を対象としたエアコン購入及び設置費用助成に要する経費三千三百六十四万八千円、小日向台町小学校隣地の取得に要する経費三億三千万円等を計上いたしました。

以上により、一般会計の総額は、一千六百八億七千八百八十三万二千円となります。

次に、予算総則第二条は、債務負担行為の補正です。

柳町小学校・柳町こどもの森等の改築工事について、契約変更に伴い、新たに期間及び限度額を定めるものです。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第二号及び第八号から第十七号まで並びに第一号の十二議案につきまして、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

しかしながら、この決定に際し、日本共産党委員より、議案第九号から第十六号までについて、反対する旨の意見が開陳されました。

以上をもちまして、総務区民委員会の報告を終わります。

○議長（市村やすとし） 以上をもって総務区民委員会委員長の報告は終わりました。

議案第二号及び第八号から第十七号まで並びに第一号の十二議案につきましては、それぞれ起立により採決いたします。

なお、この十二議案に対する総務区民委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第二号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第二号

は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第八号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第八号

は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第九号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第九号

は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第十号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第十号

は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第十一号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第十一

号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第十二号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第十二

号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第十三号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第十三

号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第十四号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第十四

号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第十五号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第十五

号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第十六号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第十六

号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第十七号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第十七

号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第一号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第一号

は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第十三を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第十三 議案第三号 文京区保健衛生事務手数料条例の一部

を改正する条例

○議長（市村やすとし） 本案に関し、厚生委員会委員長の報告を求

めます。

〔厚生委員会委員長「議長、一番」と発言を求む。」〕

○議長（市村やすとし） 厚生委員会委員長のぐちけんたろう議員。

〔厚生委員会委員長「のぐちけんたろう議員登壇」〕

○厚生委員会委員長（のぐちけんたろう） ただいま議題となりました

議案第三号につきまして、厚生委員会における審査の経過及び結果

を御報告申し上げます。

本委員会は、六月十五日に開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第三号は、文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条

例です。

本案は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に

関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第三号につき

ましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生委員会の報告を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし）

以上をもつて、厚生委員会委員長の報告は

終わりました。

議案第三号につきましては、起立により採決いたします。

なお、この議案に対する厚生委員会審査報告は、原案可決であります。お諮りいたします。

議案第三号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第三号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第十四から第十六までの三件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第十四 議案第四号 文京区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

日程第十五 議案第十八号 バリアフリー整備工事（区道第八八九号）請負契約

日程第十六 議案第二十四号 文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約の一部変更について

○議長（市村やすとし） 本案に関し、建設委員会委員長の報告を求めます。

〔建設委員会委員長「議長、三番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 建設委員会委員長松平雄一郎議員。

〔建設委員会委員長松平雄一郎議員登壇〕

○建設委員会委員長（松平雄一郎） ただいま議題となりました議案第四号、第十八号及び第二十四号の三議案につきまして、建設委員会

における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、六月十九日に開会し、議案の審査に当たりました。まず、議案の概要を申し上げます。

議案第四号は、文京区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、地区計画の変更に伴い、計画地区を追加し、当該計画地区内における建築物の制限を定めるほか、規定を整備するものです。

次に、議案第十八号は、事件案で、バリアフリー整備工事（区道第八八九号）請負契約です。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金四億七百万円、契約の相手方は、ダイマス・古市建設共同企業体です。

次に、議案第二十四号は、事件案で、文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約の一部変更についてです。

本案は、工事の内容の変更に伴い、契約の一部を変更するものです。契約金額は、金二億一千三十三万五千四百円、変更前の金額は、金一億九千八百六十三万三百円です。

契約の相手方は、東京都江東区冬木六番二十五号、株式会社ランデック、代表取締役石川綾子です。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第四号、第十八号及び第二十四号の三議案につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しかしながら、この決定に際し、日本共産党委員より、議案第四号について、反対する旨の意見が開陳されました。

以上をもちまして、建設委員会の報告を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 以上をもって、建設委員会委員長の報告は

終わりました。

議案第四号、第十八号及び第二十四号の三議案につきましては、それぞれ起立により採決いたします。

なお、この三議案に対する建設委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第四号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第四号

は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第十八号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第十八

号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第二十四号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第二十

四号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第十七から第二十四までの八件

を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第十七 議案第五号 文京区立一時保育所条例の一部を改正

する条例

日程第十八 議案第六号 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園

条例の一部を改正する条例

日程第十九 議案第七号 児童相談所を設置する特別区における

措置費共同経理課の共同設置に関する
規約の変更に關する協議について

日程第二十 議案第十九号 文京区立第一中学校特別教室改修工事

（第二期）請負契約

日程第二十一 議案第二十号 文京区立第三中学校特別教室改修工事

（第二期）請負契約

日程第二十二 議案第二十一号 文京区立第九中学校特別教室改修工事

（第二期）請負契約

日程第二十三 議案第二十二号 文京区立第八中学校特別教室改修工事

（第二期）請負契約

日程第二十四 議案第二十三号 文京区立第十中学校特別教室改修工事

（第一期）請負契約

○議長（市村やすとし） 本案に關し、文教委員会委員長の報告を求めます。

〔文教委員会委員長「議長、二十六番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 文教委員会委員長上田ゆきこ議員。

〔文教委員会委員長上田ゆきこ議員登壇〕

○文教委員会委員長（上田ゆきこ） ただいま議題となりました議案第五号から第七号まで及び第十九号から第二十三号までの八議案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、六月十八日に開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第五号は、文京区立一時保育所条例の一部を改正する条例です。

本案は、利用時間の単位を変更するほか、規定を整備するものです。次に、議案第六号は、文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例の一部を改正する条例です。

本案は、学園の使用に係る見直しを行うものです。

次に、議案第七号は、事件案で、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に関する協議についてです。

本案は、児童相談所を設置する特別区において、措置費共同経理課を共同設置する自治体を追加するため、規約の一部を変更するものです。

次に、議案第十九号は、事件案で、文京区立第一中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約です。

本案は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金四億一千三百一十七千円、契約の相手方は、東京都文京区千石三丁目二十九番二十六、一〇一号、山口建設株式会社、代表取締役山口巖です。

次に、議案第二十号は、事件案で、文京区立第三中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約です。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金三億二千八十九万二千円、契約の相手方は、東京都文京区千石四丁目二十六番十九号、株式会社リン・ドス、代表取締役東海林諭です。

次に、議案第二十一号は、事件案で、文京区立第九中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約です。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金三億二千七百八十万円、契約の相手方は、東京都文京区本駒込二丁目十九番三号、トリヤマ株式会社、代表取締役鳥山幸得太です。

次に、議案第二十二号は、事件案で、文京区立第八中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約です。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金二億六千二百三十五万円、契約の相手方は、東京都文京区千駄木二丁目四十二番八号、株式会社上之原工務店、代表取締役上之原一光です。

次に、議案第二十三号は、事件案で、文京区立第十中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約です。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金二億五千十四万円、契約の相手方は、東京都文京区水道一丁目十二番十五号、株式会社ビッグルーフ、代表取締役大屋高広です。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第五号から第七号まで及び第十九号から第二十三号までの八議案につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、文教委員会の報告を終わります。
御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 以上をもって、文教委員会委員長の報告は終わりました。

議案第五号から第七号まで及び第十九号から第二十三号までの八議案につきましては、それぞれ起立により採決いたします。

なお、この八議案に対する文教委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第五号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第五号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第六号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第六号

は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第七号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第七号

は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第十九号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第十九

号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第二十号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第二十

号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第二十一号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第二十

一号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第二十二号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第二十

二号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第二十三号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第二十

三号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第二十五を議題といたしま

す。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第二十五 議案第二十五号 文京区印鑑条例の一部を改正す

る条例

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第二十五号につ

きまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第二十五号は、文京区印鑑条例の一部を改正する条例でござい

ます。

本案は、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、規定を整
備するため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上御説明申し上げました議案につきまして、よろしく御審議の上、
原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

議案第二十五号は、総務区民委員会に付託したいと思います。これ

に御異議ございませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議案第二十五号は、総務区民委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第二十六及び第二十七を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第二十六 議案第二十六号 文京区岩井文化財収蔵庫外壁及び屋上防水その他改修工事請負契約

追加日程第二十七 議案第二十七号 文京区立柳町小学校・柳町こども森等改築その他電気設備工事請負契約の一部変更について

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第二十六号及び第二十七号の二議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。議案第二十六号は、事件案で、文京区岩井文化財収蔵庫外壁及び屋上防水その他改修工事請負契約でございます。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金二億

九千四十万円、契約の相手方は、千葉県南房総市久枝千二百四十四番地一、リバージュ二〇二、東海建設株式会社、代表取締役平田剛久でございます。

議案第二十七号は、事件案で、文京区立柳町小学校・柳町こども森等改築その他電気設備工事請負契約の一部変更についてでございます。

本案は、工事の内容の変更に伴い、契約の一部を変更するため、提案するものでございます。

契約金額は、金十一億五千九百八十五万一千円、変更前の金額は、金十億六千九百二十四千円でございます。

契約の相手方は、国光・阿部・小嶋建設共同企業体でございます。以上御説明申し上げました二議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

議案第二十六号及び第二十七号の二件は、文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議案第二十六号及び第二十七号の二件は、文教委員会に付託することに決しました。

この際、委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

総務区民委員会及び文教委員会の委員の方々は、順次、第一委員会室に御参集ください。

午後二時二十九分休憩

午後四時一分再開

○議長（市村やすとし） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

この際、総務区民委員会から議案第二十五号について、文教委員会から議案第二十六号及び第二十七号について、それぞれ議案審査報告書が提出されましたので、本日の日程に追加いたします。

まず、議案第二十五号、文京区印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務区民委員会委員長の報告を求めます。

〔総務区民委員会委員長「議長、二十三番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 総務区民委員会委員長白石英行議員。

〔総務区民委員会委員長白石英行議員登壇〕

○総務区民委員会委員長（白石英行） ただいま議題となりました議案第二十五号につきまして、総務区民委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は先刻開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第二十五号は、文京区印鑑条例の一部を改正する条例です。

本案は、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第二十五号につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しかしながら、この決定に際し、日本共産党委員より、反対する旨の意見が開陳されました。

以上をもって、総務区民委員会の報告を終わります。

○議長（市村やすとし） 以上をもって総務区民委員会委員長の報告は終わりました。

議案第二十五号につきましては、起立により採決いたします。
なお、この議案に対する総務区民委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第二十五号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第二十五号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、議案第二十六号、文京区岩井文化財

収蔵庫外壁及び屋上防水その他改修工事請負契約、議案第二十七号、文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他電気設備工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

本案に関し、文教委員会委員長の報告を求めます。

〔文教委員会委員長「議長、二十六番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 文教委員会委員長上田ゆきこ議員。

〔文教委員会委員長上田ゆきこ議員登壇〕

○文教委員会委員長（上田ゆきこ） ただいま議題となりました議案第二十六号及び第二十七号の二議案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は先刻開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第二十六号は、事件案で、文京区岩井文化財収蔵庫外壁及び屋上防水その他改修工事請負契約です。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金二億九千四十万円、契約の相手方は、千葉県南房総市久枝一千二百四十四

番地一、リバージュ二〇二、東海建設株式会社、代表取締役平田剛久です。

次に、議案第二十七号は、事件案で、文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他電気設備工事請負契約の一部変更についてです。本案は、工事の内容の変更に伴い、契約の一部を変更するものです。契約金額は、金十一億五千九百八十五万一千円、変更前の金額は、金十億六千九百二十四千円です。

契約の相手方は、国光・阿部・小嶋建設共同企業体です。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第二十六号及び第二十七号の二議案につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、文教委員会の報告を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 以上をもって、文教委員会委員長の報告は終わりました。

議案第二十六号及び第二十七号の二議案につきましては、それぞれ起立により採決いたします。

なお、この二議案に対する文教委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第二十六号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第二十六号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第二十七号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第二十七号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第二十八から第三十八までの十一件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第二十八 請願受理第一号 場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願

追加日程第二十九 請願受理第二号 公正な再審法改正実現について、国に意見書の提出を求める請願

追加日程第三十 請願受理第三号 文京区のペットの「同行避難」

追加日程第三十一 請願受理第四号 健康被害の救済を求める請願

追加日程第三十二 請願受理第五号 区民参画の充実・強化を通じて

安心・安全を目指す「文の京」

まちづくり基本条例（仮称）の

検討に向けた研究を求める請願

追加日程第三十三 請願受理第六号 桜蔭学園隣接地に高層マンションが建設される問題への対応を

含め、「文の京」の教育環境の

維持・保全を求める請願

追加日程第三十四 請願受理第七号

桜蔭学園隣接地に高層マンションが建設される問題を教訓に、「文の京」の教育環境を保全しつつ、レジリエンスある防災まちづくりを同時に推進する「開発指導要綱」の研究を求める請願

追加日程第三十五 請願受理第八号

電動アシスト自転車購入補助制度の創設を求める請願

追加日程第三十六 請願受理第九号

教員の多忙化を解消するための教員増と更なる少人数学級実現を求める請願

追加日程第三十七 請願受理第十一号

竹早公園・小石川図書館一体的整備に関する「第二回ミーティング」での論点説明に対する質問・回答（後日受付分）「公開から十カ月経つことから検討状況を区民に説明するよう求める請願

追加日程第三十八 請願受理第十二号

小日向台町小学校等建替えに係る見直しと今後の小中学校建替えにおけるプール設置の長期ビジョン策定を求める請願

○議長（市村やすとし）

本件に関し、それぞれ委員会から請願審査報告書が提出されておりますので、書記より朗読いたします。

〔議事調査主査朗読〕
令和八年六月二十五日

総務区民委員会委員長 白石英行
文京区議会議長 市村やすとし 様

総務区民委員会請願審査報告書

令和八年六月二日、本委員会に付託された請願については、六月二十三日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一 請願受理第一号

・件 名 場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める請願
・請 願 者 文京区本駒込五丁目十五番十二号
新日本婦人の会文京支部

支部長 小竹紘子

・審査の結果 不採択
・意 見 趣旨に沿い難い。

二 請願受理第二号

・件 名 公正な再審法改正実現について、国に意見書の提出を求める請願

・請 願 者 文京区湯島二丁目四番四号

日本国民救援会東京都本部気付

日本国民救援会文京支部

工藤由一

・審査の結果 不採択
・意 見 趣旨に沿い難い。

三 請願受理第三号

・件名 文京区のペットの「同行避難」「同伴避難」を巡り、

避難所のケージの備蓄において犬と猫を差別せず、猫用も備蓄するとともに全体の数も現在の百六十五個から増やすことを求める請願

・請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号

「文の京」Future Design Initiative

屋和田珠里

- ・ 審査の結果 不採択
- ・ 意 見 趣旨に沿い難い。

令和八年六月二十五日

厚生委員会委員長のぐち けんたろう

文京区議会議長 市村 やすとし 様

厚生委員会請願審査報告書

令和八年六月二日、本委員会に付託された請願については、六月十五日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一 請願受理第四号

・件 名 新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害の救済を求め

る
請願

・請願者
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・

• •
• •
• •
• •
• •
• •
• •
• •
• •
• •

・審査の結果 不採択

・意 見 趣旨に沿い難い。

令和八年六月二十五日

建設委員会委員長
松平雄一郎

文京区議会議長 市村 やすとし 様

建設委員会請願審査報告書

令和八年六月二日、本委員会に付託された請願については、六月十日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一 請願受理第五号

・件 名 区民参画の充実・強化を通じて安心・安全を目指す

「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた研究を求める請願

・請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号

政治団体 みんなでみんなのまちづくり

代表 屋和田 珠里

・審査の結果 不採択

・意 見 趣旨に沿い難い。

二 請願受理第六号

・件名 桜蔭学園隣接地に高層マンションが建設される問題へ

の対応を含め、「文の京」の教育環境の維持・保全を

求める請願

・請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号

政治団体 みんなでみんなのまちづくり

代表 屋和田 珠里

- 審査の結果 不採択

・意 見 趣旨に沿い難い。

三 請願受理第七号

・件 名 桜蔭学園隣接地に高層マンションが建設される問題を
教訓に、「文の京」の教育環境を保全しつつ、レジリ
エンスある防災まちづくりを同時に推進する「開発指
導要綱」の研究を求める請願

・請 願 者 ・ ・ ・ ・ ・

・審査の結果 不採択

・意 見 趣旨に沿い難い。

四 請願受理第八号

・件 名 電動アシスト自転車購入補助制度の創設を求める請願
・請 願 者 文京区千駄木二丁目二十三番七号
東京土建一般労働組合文京支部女性の会

会長 青 沼 菊 江 外千百二十七名

・審査の結果 不採択

・意 見 趣旨に沿い難い。

令和八年六月二十五日

文教委員会委員長 上 田 ゆきこ

文京区議会議長 市 村 やすとし 様

文教委員会請願審査報告書

令和八年六月二日、本委員会に付託された請願については、六月十
八日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一 請願受理第九号

・件 名 教員の多忙化を解消するための教員増と更なる少人数
学級実現を求める請願

・請 願 者 文京区本駒込五丁目十五番十二号

新日本婦人の会文京支部

支部長 小 竹 絃 子

・審査の結果 第三項 不採択

・意 見 趣旨に沿い難い。

二 請願受理第十一号

・件 名 竹早公園・小石川図書館一体的整備に関する「第二回
ミーティング」での論点説明に対する質問・回答（後日
受付分）「公開から十カ月経つことから検討状況を区
民に説明するよう求める請願

・請 願 者 文京区千石四丁目三十五番十六号

「文の京」Future Design Initiative

ative

屋和田 珠 里

・審査の結果 不採択

・意 見 趣旨に沿い難い。

三 請願受理第十二号

・件 名 小日向台町小学校等建替えに係る見直しと今後の小中
学校建替えにおけるプール設置の長期ビジョン策定を
求める請願

・請願者 文京区小日向三丁目十二番九号
・審査の結果 不採択
・意見 見 趣旨に沿い難い。

・意見 見 趣旨に沿い難い。

○議長（市村やすとし） これより、追加日程第二十八から第三十八

までの十一請願を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、いずれも委員会の報告のとおり決することに御異議ござい
ませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、本件は、
いずれも委員会の報告のとおり決しました。

「新名幸男企画政策部長退場」

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第三十九を議題といたしま
す。

「議事調査主査朗読」

追加日程第三十九

副区長選任の同意について

二〇二六文総総第四七一号
令和八年六月二十五日

文京区議会議員 市村やすとし 様
文京区長 成澤廣修

副区長選任の同意について

本区副区長に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和二十

二年法律第六十七号）第六十二条の規定により、区議会の同意につい
てお取り計らい願います。

記

住所

氏名 新 名 幸 男

生年月日

略 歴

平成四年三月 専修大学法学部法律学科卒業

平成六年四月 文京区都市計画部まちづくり推進担当課

平成十九年四月 文京区総務部職員課主査

平成二十年四月 文京区総務部職員課職員主査

平成二十二年四月 文京区福祉センター所長

平成二十五年四月 文京区男女協働子育て支援部保育課長

平成二十八年四月 文京区子ども家庭部幼児保育課長

平成二十九年四月 文京区企画政策部財政課長

平成三十一年四月 文京区企画政策部参事、企画政策部財政課長事務
取扱

令和二年四月 文京区企画政策部参事、企画政策部企画課長事務
取扱

令和二年十二月 文京区企画政策部政策研究担当課長（兼務）（令
和三年三月まで）

令和四年六月 文京区教育委員会教育推進部参事、教育推進部教
育総務課長事務取扱

令和五年四月 文京区教育委員会教育推進部長

令和六年四月 文京区企画政策部長（現在に至る。）

○議長（市村やすとし） 本件同意を求める理由について、区長の説明を求めます。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） ただいま上程されました副区長の選任同意の案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

副区長に、新名幸男さんを選任したいと存じます。

同氏は、その豊富な経験と知識を生かし、教育推進部参事、教育推進部長、企画政策部長等を歴任し、区政全般において重責を果たしてまいりました。その手腕、業績は既に御案内のとおりでございます。副区長として最適任であると確信いたしております。

何とぞ、全員一致の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

本件は、区長申出のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、本件は、区

長申出のとおり同意することに決しました。

〔新名幸男企画政策部長入場、着席〕

○議長（市村やすとし） ただいま副区長に選任同意と決しました新

名企画政策部長から、挨拶のため発言の申出がありますので、これを

許します。

新名幸男企画政策部長。

〔新名幸男企画政策部長登壇〕

○企画政策部長（新名幸男） 議会の貴重なお時間をお借りいたしまして、一言、御挨拶申し上げます。

ただいま、副区長の選任に当たりまして議員の皆様のお同意を賜り、誠にありがとうございます。身に余る大役ではございますが、区政発展のために誠心誠意務めさせていただきます。

私が文京区に採用されたのは、シビックセンターができた平成六年度で、今年で入局三十三年目になります。千葉で生まれ育った私にとって、文の京の文京区は憧れのまちであり、その自治体の職員として働ける喜びや誇りは、時が経ち、役職が変わっても色あせることはありません。微力ではございますが、今後は副区長として、区長を補佐し、職員を育て、文の京の更なる発展のために全力を尽くしてまいります。

議員の皆様におかれましては、より一層の御指導、御鞭撻（べんたつ）を賜りますようお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第四十を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第四十

教育委員会委員任命の同意について

二〇二六文総第四七二号

令和八年六月二十五日

文京区長 成澤 廣 修

文京区議会議長 市 村 やすとし 様

教育委員会委員任命の同意について

本区教育委員会委員に下記の者を任命いたしたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四条第二項の規定により、区議会の同意についてお取り計らい願います。

記

住 所

氏 名 室 伏 広 治

生年月日

略 歴

平成九年三月 中京大学体育学部体育学科卒業

平成九年四月 美津濃株式会社（平成二十八年九月まで）

平成十一年三月 中京大学大学院体育学研究科修士課程修了

平成十六年三月 中京大学大学院体育学研究科博士課程単位取得後退学

平成十九年九月 同大学復学後、博士号取得（体育学）

平成二十年三月 中京大学大学院体育学研究科博士課程卒業

平成二十一年四月 中京大学非常勤講師

平成二十二年四月 中京大学スポーツ科学部客員教授

平成二十三年四月 中京大学スポーツ科学部准教授（平成二十六年九月まで）

平成二十六年六月

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会スポーツディレクター（令和二年九月まで）

平成二十六年八月

東京医科歯科大学特任教授

平成二十六年十月

東京医科歯科大学教授、スポーツサイエンス機構サイエンスセンター長（令和二年九月まで）

平成二十八年九月

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会スポーツ局長（平成三十年六月まで）

令和二年十月

スポーツ庁長官（令和七年九月まで）

令和二年十月

東京医科歯科大学特命教授（現東京科学大学、令和七年九月まで）

令和七年十月

東京科学大学教授／副学長（スポーツサイエンス担当）（現在に至る。）

令和八年四月

G E N T E N R e s e a r c h C e n t e r センター長（現在に至る。）

○議長（市村やすとし）

本件同意を求める理由について、区長の説明を求めます。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）

成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修）

ただいま上程されました教育委員会委員の任命同意の案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

六月二十二日をもって任期満了となりました福田雅委員の後任といたしまして、室伏広治さんを教育委員会委員に任命したいと存じます。

同氏は、人格が高潔であり、教育に関して高い識見を有しており、また、これまでの経歴や実績から申し上げても、本区教育委員会委員として最適任であると確信いたしております。

何とぞ、全員一致の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市村やすとし）

お諮りいたします。

本件は、区長申出のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし）

全員起立と認めます。よって、本件は、区長申出のとおり同意することに決しました。

○議長（市村やすとし）

次に、追加日程第四十一を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第四十一

監査委員選任の同意について

二〇二六文総総第四七四号

令和八年六月二十五日

文京区長 成澤 廣 修

文京区議会議長 市村やすとし 様

監査委員選任の同意について

識見を有する者のうちから選任する本区監査委員に下記の者を選任いたしたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十六条第一項の規定により、区議会の同意についてお取り計らい願います。

記

住 所

氏 名 吉 岡 利 行
生年月日 略 歴

昭和五十九年三月 成蹊大学法学部法律学科卒業

昭和五十九年四月 文京区総務部財政課

平成八年四月 文京区総務部総務課主査

平成十一年四月 文京区総務部職員課職員主査

平成十三年四月 文京区企画政策部財政課財政主査

平成十五年四月 文京区民部副参事（文京区地域・文化振興公社派遣）

平成十六年四月 文京区総務部防災課長

平成十七年四月 文京区総務部防災安全課長

平成十八年四月 文京区土木部道路課長

平成二十年四月 文京区総務部契約管財課長

平成二十二年四月 文京区企画政策部財政課長

平成二十三年四月 文京区企画政策部参事、企画政策部財政課長事務取扱

平成二十五年四月 文京区区議会議事務局長

平成二十八年四月 文京区企画政策部長

平成三十年四月 文京区総務部長

平成三十一年四月 文京区危機管理室長（兼務）（令和三年九月ま

で）

令和四年四月 文京区保健衛生部・文京保健所参事（兼務）（令和五年三月まで）

令和五年四月 文京区監査事務局長（令和七年三月まで）

○議長（市村やすとし） 本件同意を求める理由について、区長の説明を求めます。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） ただいま上程されました監査委員の選任同意の案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

六月二十四日をもちまして任期満了となりました識見監査委員、渡部敏明委員の後任といたしまして、吉岡利行さんを監査委員に選任いたしますと存じます。

同氏は、人格、識見共に優れ、また、これまでの経歴や実績から申し上げますまでも、本区の監査委員として最適任であると確信いたしております。

何とぞ全員一致の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。本件は、区長申出のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、本件は、区長申出のとおり同意することに決しました。

〔浅田保雄議員除斥、退場〕

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第四十二を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第四十二

監査委員選任の同意について

二〇二六文総総第四七三号

令和八年六月二十五日

文京区長 成澤 廣修

文京区議会議員 市村 やすとし 様

監査委員選任の同意について

本区議員選出の監査委員に下記の者を選任いたしましたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十六条第一項の規定により、区議会の同意についてお取り計らい願います。

記

住 所 東京都文京区千駄木三丁目三十七番十七・五〇二号

氏 名 浅田 保雄

生年月日 ……

略 歴

平成十九年五月一日 現在 文京区議会議員

平成十九年五月二十九日

副委員長 防災・安全安心まちづくり調査特別委員会

平成二十一年六月二十五日

平成二十三年五月三十日
（）文教委員会副委員長

平成二十五年六月十三日

平成二十五年六月十三日

（）地域振興・まちづくり調査特別委員会委員長

平成二十七年四月三十日

平成二十七年五月二十八日

（）地域振興・まちづくり調査特別委員会副委員長

平成二十七年六月二十二日

平成二十九年六月二十二日

（）災害対策調査特別委員会委員長

平成三十一年四月三十日

令和元年五月二十八日

（）自治制度・地域振興調査特別委員会委員長

令和三年六月二十四日

令和六年二月八日

（）予算審査特別委員会委員長

令和六年三月二十一日

○議長（市村やすとし） 本件同意を求める理由について、区長の説明を求めます。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） ただいま上程されました監査委員の選任同意の案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本区監査委員のうち、議員の中から選任いたしております岡崎義頭

議員が監査委員の職を辞されたことに伴い、その後任として、浅田保雄議員を選任したいと存じます。

同議員の議会での経歴は、資料のとおりでございます。本区議員選出の監査委員に最適任であると存じます。

何とぞ全員一致の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

本件は、区長申出のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、本件は、区

長申出のとおり同意することに決しました。

〔浅田保雄議員入場、着席〕

○議長（市村やすとし） ただいま選任同意と決しました二十八番浅田保雄議員から、挨拶のための発言の申出がありますので、これを許します。

〔浅田保雄議員「議長、二十八番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二十八番浅田保雄議員。

〔浅田保雄議員登壇〕

○浅田保雄議員 この度、監査委員に選任いただき、深く感謝を申し上げます。

世界では依然として大国による戦争が続き、多くの市民が不安を抱える状況にあります。また、物価高騰が続き、区民生活に大きな影響を及ぼし、区政運営にも一層の効率化と透明性が求められています。

こうしたときだからこそ、監査委員としての責務の重さを痛感しております。区民の皆様からお預かりした財源が適切に活用されているかを厳正に検証し、必要な改善点については的確に提言して、区政へ

の信頼向上に寄与してまいりたいと思います。

また、公正中立な立場を堅持し、区政の健全な発展に寄与できるよう、誠心誠意努めてまいります。

今後とも御指導、御鞭撻賜りますようお願い申し上げます。
ありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第四十三を議題といたします。
す。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第四十三

議員の派遣について

令和八年六月二十五日

議員の派遣について

地方自治法第百条第十三項及び文京区議会会議規則第百六条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

一 派遣目的 連携交流都市協定を締結した水戸市における第六十

六回水戸黄門まつりに参加し、親善を深めることを

目的とする。

二 派遣場所 茨城県水戸市

三 派遣期間 令和八年八月一日（土）から二日（日）まで（二日

間）

四 派遣議員 二十三番 白石英行議員（総務区民委員会委員長）

○議長（市村やすとし）

お諮りいたします。

ただいまの書記報告のとおり議員を派遣することに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決しました。

○議長（市村やすとし） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

したがいまして、本定例議会の議事は全て終了いたしました。
区長から御挨拶がございます。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 令和八年六月定例議会の最終日に当たりまして、

一言御挨拶を申し上げます。

去る六月二日に始まりました本定例議会は、本日をもちまして日程終了の運びとなりました。

今回、御提案を申し上げました案件は、条例案、事件案、予算案、

副区長の選任同意、教育委員の任命同意、監査委員の選任同意、合

せて三十一件でございましたが、いずれも原案のとおり御可決、御同

意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、各委員会におきまして、極めて熱心な御議論をいただき、深

く敬意を表するものであります。

審議の過程におきまして、各般にわたりいただきました御意見や御

要望を踏まえ、今後の区政運営に万全を期してまいりたいと存じます。

さて、本定例議会の期間中、北中米を舞台に世界の強豪がしのぎを削るFIFAワールドカップ二〇二六が開催されております。時差の

関係で、日本では早朝から熱戦が繰り広げられておりますが、議員の皆様、区民の皆様も連日大きな声援を送られていることと存じます。

二十一日の日本対チュニジア戦では、恒例となっております地下二階区民ひろばでのパブリックビューイングを実施いたしました。当日は、多くの方が応援に駆け付けてくださり、日本代表は、ワールドカップ最多得点を記録して見事チュニジアに快勝しました。

ピッチの上で全力を尽くす選手たちの姿勢は、日本中にチーム一丸となつて目標に向かうことの大切さを、言葉以上に雄弁に物語ってくれています。

日本代表のグループステージ突破を信じ、区民の皆様とともに熱いエールを送りつつ、本定例議会中にいただいた御議論を糧に、職員一人一人が区政の諸課題を正面から受け止め、チーム文京として一丸となり、スピード感と緊張感を持つて果敢に挑戦を続けてまいります。

梅雨空の合間に夏の気配も感じられ、蒸し暑い日も増えてまいりました。議員の皆様におかれましても熱中症など健康に十分御留意いただき、引き続き、なお一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございます。

○議長（市村やすとし） これをもちまして、令和八年六月文京区議会定例議会を終了いたします。

本日は、これにて散会いたします。

長期間にわたる熱心な御審議、お疲れさまでございました。

午後四時三十五分散会